

姫路市産業デジタル化活用促進補助金 業者登録申請要領

令和8年6月より実施する「姫路市産業デジタル化活用促進補助金」の交付申請には、「令和8年度姫路市産業デジタル化活用促進補助金登録業者名簿」（以下「業者名簿」といいます。）に登録された業者からデジタル機器を購入することが必須条件となります。

そこで、令和8年5月15日（金）より、「業者名簿」への登録業者の募集を行います。

上記名簿への登録を希望される方は、この要領に基づき業者登録申請を行ってください。

令和8年4月

姫路市産業デジタル化活用促進補助金事務局

◎ 業者登録申請について

姫路市産業デジタル化活用促進補助金事業（令和8年6月11日（木）より受付開始。以下「補助金」という。）の補助金交付申請を行おうとする者が、デジタル機器の購入やA I ツールの導入を行う場合は、原則として業者名簿に登録された業者を利用します。

業者名簿への登録を希望される方は、以下の手順に従いオンラインで行ってください。

1. 補助金ホームページより「業者登録」を行ってください。

URL:https://www.himeji-cci.or.jp/digital_hojyokin/digital_hojyokin.html

2. 申込サイトの案内に従い、申請情報の入力および必要書類をアップロードして提出してください。

※郵送、持ち込み、メール等での提出は受理できません。

◎ 業者登録について

申請された内容について、登録の要件を満たしているかを審査し、要件を満たすと認めたときに申請者へ登録通知を行うとともに、「業者名簿」に登録します。

※「業者名簿」に登録された者は、姫路市産業デジタル化活用促進補助金の交付申請をすることは出来ません。

【1】 登録申請できる者の要件

- 1 令和7年4月1日以前より独立して営業している者
※業務内容が補助金の補助対象事業に係るものであることが条件です。
- 2 令和8年4月1日以前より姫路市内に店舗がある者
- 3 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限を受けている者でないこと。
<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023170.html>
- 4 姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する関係機関等に該当せず、かつ将来にわたっても該当する者でないこと。
- 5 姫路市税及び国税に滞納が無い者（納税猶予の許可通知書[㊟]がある場合は除く。）
- 6 本補助事業に係る機器等の代金の受取りを口座振込で決済できる者
- 7 機器等購入者の業務にA I ツール利用の相談に応じることができる者
- 8 販売機器等の詳細な明細を発行できる者
- 9 令和8年度姫路市産業デジタル化活用促進補助金の交付申請をしていない者で、今後も当該補助金を利用しない者

【2】 業者登録の申請方法等について

1 申請方法

補助金ホームページより「販売業者登録」画面へ進み、入力フォームより「業者登録」情報を入力し、必要書類を添付して申請してください。持ち込みによる申請書類の提出は受け付けていません。

2 補助金ホームページURL

https://www.himeji-cci.or.jp/digital_hojyokin/digital_hojyokin_touroku.html

補助金ホームページ二次元コード



3 申請期間

令和8年5月15日（金）から令和8年8月31日（月）まで
（姫路市産業デジタル化活用促進補助金事業の申請期間まで）

【3】 登録に必要な書類について

1 **法人**

- ① 業者登録申請書（姫路市産業デジタル化活用促進補助金用）
- ② 代金受取口座報告書
- ③ 「姫路市産業デジタル化活用促進補助金登録業者名簿」登録に関する誓約書
※①，②については登録画面より直接入力してください。
③については補助金ホームページよりダウンロードの上、登録画面にてアップロードしてください。

以下の書類は、姫路市契約課での業者登録状況により、提出不要となる場合があります。
詳しくは後述の<必要書類一覧表>で確認してください。

- ④ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ⑤ 姫路市税納税証明書 <姫路市に納税義務のある業者>
※姫路市役所税務部窓口等で発行する納税証明書（滞納無証明書）
※申請期間の初日以降に発行されたものに限る。
- ⑥ 国税納税証明書（税務署様式その3の3）
※申請期間の初日以降に発行されたものに限る。
- ⑦ 財務諸表（直近の事業年度分の損益計算書及び貸借対照表）
- ⑧ 姫路市内の店舗の写真（外観、内観など営業内容のわかるもの）

<詳細はP5をご確認ください。>

2 **個人事業主**

- ① 業者登録申請書（姫路市産業デジタル化活用促進補助金用）
- ② 代金受取口座報告書
- ③ 「姫路市産業デジタル化活用促進補助金登録業者名簿」登録に関する誓約書
※①，②については登録画面より直接入力してください。
③については補助金ホームページよりダウンロードの上、登録画面にてアップロードしてください。

以下の書類は、姫路市契約課での業者登録状況により、提出不要となる場合があります。詳しくは後述（P 5 参照）の〈必要書類一覧表〉で確認してください。

- ④ 運転免許証もしくはパスポートの写し
※有効期限内のものに限る。
- ⑤ 姫路市税納税証明書 <姫路市に納税義務のある業者>
※姫路市役所税務部窓口等で発行する納税証明書（滞納無証明書）
※申請期間の初日以降に発行されたものに限る。
- ⑥ 国税納税証明書（税務署様式その3の2）
※申請期間の初日以降に発行されたものに限る。
- ⑦-1 所得税の確定申告書（令和7年中の第一表及び第二表）
- ⑦-2 財務諸表（直近年の収支内訳書又は青色申告決算書）
- ⑧ 姫路市内の店舗の写真（外観、内観など）

<詳細はP 5をご確認ください。>

【4】 その他注意事項

- ① 「業者名簿」への登録は、姫路市産業デジタル化活用促進補助金事業による登録店舗の売上を保証するものではありません。
- ② 「業者名簿」登録申請の内容につき、事務局より面接を求めることがあります。
- ③ 申請内容に虚偽があった場合は、登録を取り消すことがあります。
- ④ 姫路市産業デジタル化活用促進補助金にかかる販売に関して、自身と代表者を同じくする会社への販売又は親族が経営する会社への販売は補助対象経費とは認められません。
- ⑤ 姫路市産業デジタル化活用促進補助金に係る販売に関しては、購入事業者に対して、見積書と請求書（類似のものを含む。）を必ず発行してください。その際は「一式」とはせず詳細がわかるものを発行してください。
- ⑥ 「姫路市産業デジタル化活用促進補助金募集要領」を熟読しておいてください。

【5】 「業者名簿」の登録内容

- ① 店舗名（屋号）
- ② 市内店舗の所在地
- ③ 連絡先（電話番号）

- ④ 提供できるサービス（販売機器、取扱可能なA I ツール等）

※提供できるサービスについては、申請書に記載された内容の文頭から30文字までを登録します。

【6】 問合せについて

姫路市産業デジタル化活用促進補助金事務局（姫路商工会議所内）

電話番号：079-223-7711

午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く平日のみ）

＜必要書類一覧表＞

チェック欄	業者登録状況		契約課登録	
	提出書類		あり	なし
<input type="checkbox"/>	① 申請書		○	○
<input type="checkbox"/>	② 代金受取口座報告書 （※1）		○	○
①・②についてはオンライン申請画面より入力ください。				
<input type="checkbox"/>	③ 誓約書		○	○
<input type="checkbox"/>	(法人) ④ 登記事項証明書		不要	○
	(個人) ④ 運転免許証または パスポート			
<input type="checkbox"/>	⑤ 市税納税証明書 （滞納無証明書）		△ （※2）	○
<input type="checkbox"/>	⑥ 国税納税証明書 （法人）様式その3の3 （個人）様式その3の2		不要	○
<input type="checkbox"/>	(法人) ⑦ 財務諸表（直近事業年度の下記 2点） ・損益計算書 ・貸借対照表		不要	○
	(個人) ⑦ 財務諸表（令和7年中の下記2 点） ・所得税の確定申告書 （第一表及び第二表） ・収支内訳書又は青色申告決算書			
<input type="checkbox"/>	⑧ 店舗写真		不要	○

○：要提出、△：条件により要提出

（※1）申請時点で口座が確定していない場合は、その旨を示した書面（任意様式）を提出してください。

（※2）契約課に「市外業者」として登録している場合は、住所地の市税の滞納無証明書の提出が必要です。